

【教育委員会からのお知らせ】

(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出手続の実施について

旭川市では、いじめ防止に係る本市の基本理念を明らかにし、いじめから子どもの生命と尊厳を守るための施策を推進することを目的とした、「(仮称)旭川市いじめ防止条例」の制定を検討しています。

つきましては、「(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案」を作成しましたので、同条例骨子案に対する保護者の皆様の御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

○資料の配布場所

教育委員会教育指導課（6条通8丁目セントラル旭川ビル5階）、市政情報コーナー
（総合庁舎1階）、各支所・公民館、旭川市ホームページ

○資料の配布・意見の提出期間

令和5年2月18日（土）から令和5年3月19日（日）まで